



令和9年度放課後児童クラブ入所案内

令和8年10月1日時点



唐津市では、就労や病気などで保護者等が昼間（放課後）常時留守になる家庭の小学生を対象に放課後児童クラブを開設しています。進級の制度はありませんので、入所を希望する年度（月）ごとに申請が必要です。

定員を超える申し込みがあった場合は、学年や保護者の就労時間、家庭状況などをもとに選考し、利用の必要性が高いと判断された順番に入所を案内します。

※選考について詳しくは「放課後児童クラブ入所選考について」で確認できます（唐津市ホームページに掲載しています）。

来庁不要の
インターネット申請を
ぜひご利用ください！

① 受付期間（令和9年4月入所分、4月入所を希望する新1年生も下記期間内に申請必要）

インターネット申請	令和8年11月2日（月）～令和8年12月28日（月） ※12月28日（月）は17時15分まで
窓口申請	令和8年11月16日（月）～令和8年12月28日（月）
選考結果発送	令和9年2月中旬（予定） ※インターネット申請は登録メールアドレス宛に通知予定



※申請は先着順ではありません。申請状況によっては、1月以降に追加募集を行う場合があります。

※5月以降の入所及び長期休暇中のみの利用は、上記と受付期間が異なります。決まり次第、唐津市ホームページなどでご案内します。

② 入所条件

保護者および児童と同世帯の20歳～64歳の人全員について、下記の条件（証明）が必要です。

利用期間	条件
通年	15時以降を含む拘束時間が1日4時間以上で週3日以上
長期休暇のみ	7時30分以降を含む拘束時間が1日4時間以上で週3日以上
4月のみ ※新1年生限定	13時以降を含む拘束時間が1日4時間以上で週3日以上

入所児童は週3回（月12日）以上、放課後児童クラブを利用していただきます。

※年齢は令和9年4月1日時点の年齢です。

※通学区域外就学（校区外通学）の場合や児童が住民票と違う場所に住んでいる場合は、市へお問い合わせください。

③ 必要書類（令和8年10月1日時点）

提出漏れや不備がある場合、入所決定できません。

	書類名等	備考
必要な書類	□放課後児童クラブ入所申請書 ※インターネット申請はフォーム入力	保育所入所手続きで既に提出しているものは提出不要となる場合があります。申し出てください。 不備などで書類の再提出をお願いする場合があります。
	□家庭状況等申告書 ※インターネット申請はフォーム入力	
	昼間留守家庭であることを証明する書類 ※保護者および児童と同世帯の20歳～64歳の人全員の証明が必要	
	□雇用されて働いている人 ⇒ 就労証明書 ※シフト勤務・三交代勤務など、変則勤務の人はシフト表等の提出が必要です。	
	□自営業等で働いている人 ⇒ 就労証明書 ※別途証明が必要になる場合有	
	□学校などに通っている人 ⇒ 学生証の写しとカリキュラム表など	
	□病気療養中の人 ⇒ 診断書（指定様式）	
	□介（看）護をしている人 ⇒ 介（看）護申立書と介（看）護される人の診断書（指定様式）	
	□障がいなどがある人 ⇒ 診断書（指定様式）、障がい者手帳があれば写しも提出	
	□産前産後間もない人・妊娠中の人 ⇒ 母子手帳の写し（出産予定日がわかるページ）	
該当者のみ追加で必要な書類	□求職中の人 ※4月入所限定 ⇒ 申立書 ※4月末までに就労証明書を提出	令和9年1月以降に出産（予定）の場合、産前産後は出産（予定）月と前後それぞれ2か月入所できます。 職場復帰を前提とした育児休業の場合、入所申請することができます。※令和9年1月入所分以降 求職中は放課後児童クラブの入所はできません。
	□放課後児童クラブ負担金減免申請書 ※インターネット申請はフォーム入力	市外から転入し、エに該当する人は、令和8年1月1日時点の住所地の市区町村で「令和8年度所得課税証明書」を取得し、減免申請書と一緒に提出してください。
	ア 同世帯から2人以上放課後児童クラブに入所する世帯	
	イ スクールバス等を利用する世帯 ※湊小、相知小、打上小、呼子小のみ	
	ウ 生活保護世帯	
	エ 令和8年度の市民税が非課税で次のいずれかに該当する世帯 ・ひとり親世帯 ※児童扶養手当またはひとり親家庭医療費助成の認定を受けていること ・障がい者手帳の交付を受けた人がいる世帯 ※手帳の写しを提出 ・特別児童扶養手当または障害基礎年金等の受給者がいる世帯 ※受給していることがわかるものを提出	保育所とは別に放課後児童クラブ負担金用の口座振替登録が必要です。
	□口座振替依頼書 ※児童本人またはきょうだいが放課後児童クラブに入所したことがあり、口座振替を利用していた場合は申し出てください。一部の金融機関はインターネットから手続きできます。	
	□入所児童に障がいなどがある ⇒ 障がい者手帳の写し、診断書の写し	
	□入所児童が特別支援学級または通級指導教室への入級が適切であると教育委員会から通知を受けている ⇒ 令和9年度児童の就学について（通知）の写し ※教育委員会で発行	許可通知書の写し ※教育委員会で発行
	□入所児童が通学区域外就学（校区外通学）または学校選択制度を利用している ⇒	

※本紙面に掲載している内容は令和8年10月1日時点の内容です。申請受付開始までに変更になる場合があります。最新の情報は唐津市のホームページで確認してください。

④ 申請書などの配布場所

唐津市ホームページ、唐津市役所児童保育課または各市民センター

※就労証明書など、申請に必要な書類は唐津市ホームページからダウンロードできます。



唐津市ホームページ

⑤ 申請方法

事前に昼間留守家庭であることを証明する書類などの準備が必要です。

インターネット申請 ※メールアドレスでのログイン(登録)が必要です。	
スマートフォン 右の二次元コードから申請してください。 保育所入所手続きで就労証明書を提出し、手元にない場合は「きょうだい(名前)の保育所手続きで提出済」などと書いた紙を撮影して入力フォームに添付してください。	パソコン 唐津市ホームページ「【令和9年度】4月から放課後児童クラブに入所する児童を募集します」のページにある入所申請フォームから申請してください。
窓口申請 唐津市役所児童保育課または各市民センター(開庁日の8時30分から17時15分まで)	



⑥ 入所できる放課後児童クラブと開所日時

就学(在籍)する小学校区に開設される放課後児童クラブに入所できます。

・開所日時:月曜日～土曜日(学校の授業がある日:授業終了後～19時、学校の授業がない日:7時30分～19時)

※日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は閉所します。

※荒天や感染症などで学校が休校になったときは、放課後児童クラブも閉所します。利用施設の状況などにより、やむなく閉所する場合があります。

※新1年生も入学式前(4月1日)から入所できます。

※学校の給食がない日に利用するときは、昼食を持参してください。

⑦ 放課後児童クラブ負担金(令和8年10月1日時点)

土曜日を利用するかどうかで負担金額が異なります。

・土曜日は利用しない:児童1人につき月額5,500円、8月は児童1人につき月額8,000円

・土曜日を利用する:児童1人につき月額6,500円、8月は児童1人につき月額9,000円

※月途中の入退所でも日割りは行いません。在籍していれば利用がなくても負担金はかかります。

※土曜日利用の変更は事前に市へ届出が必要です。届出がないと土曜日は利用できません。

保護者負担金は、原則、口座振替で納付をお願いします。

・振替日:毎月26日(土・日・祝日の場合は翌営業日)

※保育所とは別に放課後児童クラブ負担金用の口座振替登録が必要です。

※納付書払いを希望される場合は、お渡しする納付書で納期限までに金融機関で納付してください。コンビニでは納付できません。

口座振替できる金融機関	
※一部の金融機関はインターネットから手続きできます。	
・佐賀銀行 ・佐賀共栄銀行 ・福岡銀行 ・西日本シティ銀行 ・十八親和銀行 ・唐津信用金庫 ・九州労働金庫 ・唐津農業協同組合 ・九州信用漁業協同組合連合会 ・ゆうちょ銀行(郵便局)	 インターネットでの手続き

⑧ 放課後児童クラブ負担金の減免(令和8年10月1日時点)

減免を受けるためには、入所申請とは別に減免申請が必要です。インターネットが児童保育課または各市民センター窓口で申請してください。

対象:同世帯から2人以上放課後児童クラブに入所する世帯、スクールバス等利用世帯(湊・相知・

打上・呼子小)、生活保護世帯、前年度の市民税が非課税で次のいずれかに該当する世帯

・ひとり親世帯(児童扶養手当またはひとり親家庭医療費助成の認定を受けている世帯)

・障がい者手帳の交付を受けた人がいる世帯

・特別児童扶養手当または障害基礎年金等の受給者がいる世帯

※市外から転入した人は、令和8年1月1日時点の住所地の市区町村で「令和8年度所得課税証明書」を取得し、減免申請書と一緒に提出してください。



減免申請 スマートフォン用



【問い合わせ】唐津市役所 児童保育課(0955-53-8076) 浜玉市民センター(0955-53-7104) 厳木市民センター(0955-53-7114)
 相知市民センター(0955-53-7124) 北波多市民センター(0955-53-7134) 肥前市民センター(0955-53-7144)
 鎮西市民センター(0955-53-7152) 呼子市民センター(0955-53-7164) 七山市民センター(0955-53-7174)

民間の放課後児童クラブのご紹介

市内には、唐津市が開設する公設の放課後児童クラブに加え、民間事業者が開設・運営する民間の放課後児童クラブがあります。料金や入所申込方法など、詳しくは各放課後児童クラブにお問い合わせください。

 放課後児童クラブ こんべいとう (熊原町) 一社団法人 キラキラヒカル	放課後児童クラブ くらっく (浜玉町浜崎)	(株)地球のこども舎 0955-58-7947
放課後児童クラブ こんべいとう式番館 (鏡)	放課後児童クラブ 博心館 (南城内)	NPO法人博心館 0955-58-8230
 放課後児童クラブ ミライエ (鏡)	(一社)かがみ こどもプラザ 090-4585-1123	